

# しょう 障がいのある人もない人も ひと ひと ひと ひと こころ ゆた く 心豊かに暮らせる うす き し しょう れい 臼杵市づくり条例

れい わ ねん がつ にち せ こう  
令和2年4月1日 施行



うす き し 臼杵市では、しょう 障がいのある人に対する ひと たい 差別の解消及びしょう 障がいのある人の権利を尊重し、こころ ゆた 心豊かに暮らせるまちづくりにむ けて、しょう 障がい及びしょう 障がいのある人とその家族に対する し めん の理解を深める とりくみ 並びにしょう 障がいのある人のしゃ かい 社会参加に対する し えん 支援を更に さら 充実させる必要があると かん が 考え、「しょう 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる 臼杵市づくり条例」を制定しました。

しょう 障がいのある人の権利の擁護等に関する し めん 理念が全ての市民に しん どう 浸透し、しょう 障がいのある人もない人も ひと おな ち い き 地域社会の一員として、だれ も が 互いを尊重し、ささ あ 支え合い、いつまでも あん ぜん 安全に あん しん 安心してこころ ゆた 心豊かに暮らせる 臼杵市を め ざ し 目指しています。

し めん みなさま 皆様のご理解・ご協力をお願いします。

うす き し ふく し か  
臼杵市福祉課

# しょう ひと ひと こころゆた 障がいのある人もない人も 心豊

## しょう りゆう さべつ きんし 障がいを理由とする差別の禁止

すべ しみん しょう ひと たい しょう りゆう さべつ  
全ての市民は障がいのある人に対して「障がいを理由にする差別  
※1」や、その他の権利利益を侵害する行為をしてはいけません。



## しょう りかい そくしん 障がいについての理解と促進

しょう ひと ひと たが そんちよう ささ こころゆた  
障がいがある人もない人も互いに尊重しともに支えあいながら心豊  
かに暮らすことのできる社会を作っていくためには、障がいがある人  
とその家族に関心を持ち、理解を深めていくことが大切です。

そして、障がいに対する誤解や偏見をなくしていく必要があります。  
「障がいのある人もない人もかけがえのない個人として平等に尊重され  
る」という条例の基本理念を浸透させ、障がいのある人とない人の交流  
を推進することにより障がいについての理解を促進していきます。



## ごう りてきはい りよ ていきよう 合理的配慮の提供

しょう ひと まいにち せいかつ おく うえ しょう しゃかいてきしょうへき  
障がいのある人にとって、毎日の生活を送る上で支障となる「社会的障壁※2」をなくして  
いくために「合理的配慮※3」をしなければなりません

## ごう りてきはいりよ ひつよう ばめん 合理的配慮が必要な場面

- ★ いりよう きょういく りょういく ほか ふくし ていきよう  
医療や教育、療育その他の福祉サービスを提供するとき。
- ★ しせつ こうきょうきかん りようおよ ていきよう  
施設・公共機関を利用及び提供するとき。
- ★ じょうほう しゅうしゅう りようおよ ていきよう  
情報を収集、利用及び提供するとき。
- ★ さいがいじ また きんきゅうじ ようご おこな  
災害時又は緊急時に援護を行うとき。
- ★ しょうひん はんばい ふどうざん とりひきまた ていきよう  
商品の販売、不動産の取引又はサービスを提供するとき。
- ★ こよう  
雇用するとき。
- ★ ほかごう りてきはいりよ ひつよう  
その他合理的配慮が必要なとき。



# かに暮らせる白杵市を目指して



## ※1 障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）とは

直接的（ちよくせつてき）、間接的（かんせつてき）とかかわらず、不当（ふとう）な差別的（さべつてきあつか）扱い（しやう）をするにより、障がい（しょう）のある人（ひと）の権利（けんり）利益（りえき）を侵害（しんがい）することをいいます。

たとえば・・・

- ★ 障がい（しょう）を理由（りゆう）に、商品（しょうひん）やサービス（ていきやう きよひ）の提供（きよひ）を拒否（きよひ）する。
- ★ 障がい（しょう）を理由（りゆう）に、窓口（まどぐち）の対応（たいおう）を拒否（きよひ）したり、順序（じゆんじよ）を後回（あとまわ）しにしたりする。
- ★ 障がい（しょう）を理由（りゆう）に、必要（ひつよう）がないにもかかわらず（かいかわらず）介護者（かいごしゃ）の同行（どうこう）を求め（もと）るなどの条件（じょうけん）をつける。

## ※2 社会的障壁（しゃかい てきしょうへき）とは

障がい（しょう）のある人（ひと）にとって日常生活（にちじようせいかつ）や社会生活（しゃかいせいかつ）を営む（いとな）上で障壁（しょうへき）となる次（つぎ）のようなこと（しや）を社会的障壁（しゃかい てきしょうへき）といいます。

たとえば・・・

- ★ 社会（しゃかい）における事物（じぶつ）（通行（つうこう）、利用（りよう）しにくい施設（しせつ）、設備（せつび）など）
- ★ 制度（せいど）（利用（りよう）しにくい制度（せいど）など）
- ★ 慣行（かんこう）（障がい（しょう）のある人（ひと）の存在（そんざい）を意識（いしき）していない習慣（しゆかん）、文化（ぶんか））
- ★ 観念（かんねん）（障がい（しょう）のある人（ひと）への偏見（へんけん）など）



## ※3 合理的配慮（ごうり てきはいりよ）とは

障がい（しょう）のある人（ひと）の性別（せいべつ）、年齢（ねんれい）、障がい（しょう）の状態（じょうたい）に応じて発生（はっせい）する社会的障壁（しゃかい てきしょうへき）を取り除（と）くため、負担（ふたん）になりすぎない範囲（はんい）で、障がい（しょう）のある人（ひと）にとって必要（ひつよう）かつ合理的（ごうり てき）な現状（げんじよう）の変更（へんこう）や調整（ちようせい）（おこな）を行う（い）ことをいいます。

たとえば・・・

- ★ 障がい（しょう）がある人（ひと）の意思（いし）を伝える（つた）えるために、手話（しゅわ）や筆談（ひつだん）で対応（たいおう）する。
- ★ 通路（つうろ）に段差（だんさ）がある場合（ばあい）、車椅子（くるまいす）の前輪（ぜんりん）を上げる（あ）手伝い（てつだ）をする。
- ★ 障がい（しょう）の特性（とくせい）に配慮（はいりよ）し、会議資料（かいぎしりよう）の文字（もじ）を大きく（おお）したり、振り仮名（ふりがな）をつけたりする。

## 自立と社会参加への支援

障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの意思で、自分らしく生きるための支援や、地域の一員として芸術、文化、スポーツなどを楽しみ心豊かに生活するための支援に取り組むとともに、就労の支援、雇用機会の拡大に取り組めます。



## 親亡き後などの生活維持のための支援

障がいのある人とその家族の多くが、「親が亡くなった後、残された子どもはどうなるのか」、「世話を誰がするのか」など強い不安を持っています。  
障がいのある人が、住み慣れた地域で支えられながら、安心して生活が継続できるよう必要な取り組みを行います。



## 情報の取得と意思疎通への支援

障がいのある人が、障がいの特性に応じて容易に情報を取得することができ、障がいのある人とない人がお互いに意思を疎通することができるよう支援します。  
また、手話は言語であるという認識のもと、手話の理解や普及を図ります。



## 障がいを理由とする差別に対する相談体制

障がいのある人などから、障がいを理由とする差別などについて相談に応じる体制を作ります。  
また、「白杵市障がい者差別解消調整委員会」を設置し、相談による解決が困難な場合に、助言またはあっせんによる解決を図ります。



お問い合わせ

白杵市福祉課 障がい福祉グループ

TEL : 0972-63-1111

FAX : 0972-63-3063